

出生サポート休暇

を新設しました(令和4年1月1日施行)

不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合には、有給の休暇として休むことができるようになりました。

人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第22条第1項第5号の2
人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)第4条第1項第9号

<休暇の日数> (有給)

常勤職員 : 1の年において5日の範囲内

非常勤職員 : 1の年度において5日の範囲内

<休暇の単位> 1日又は1時間

体外受精や顕微授精を受ける場合は
+5日

<使用事由>

不妊治療を受けるための医療機関への通院や、その医療機関が実施する不妊治療に関する説明会への出席などで使用可能(移動の時間を含む。)

<対象職員>

常勤職員 : 全ての職員

非常勤職員 : 次の①及び②のいずれも満たす者

① 1週間の勤務日が3日以上職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

② 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員

<休暇の請求>

休暇簿により請求

理由欄には、通称や根拠条文を用いて記載することでも差し支えありません。

制度の詳細については人事院HPをチェック

<https://www.jinji.go.jp/ichiran/syussyousupport.html>

人事院職員福祉局職員福祉課

☎03-3581-5311(内線:2566)

